

流山市地域防災計画の修正について
(パブリックコメント説明資料)

平成24年6月15日

市民生活部 防災危機管理課

目 次

本パブリックコメントの趣旨	1
1 より実効性の高い計画への修正	2
(1) 災害対策本部組織体制の拡充	2
(2) 情報通信設備の整備	2
2 流山市直下M7クラスの地震を想定した防災対策及び複合災害対策	3
(1) 流山市直下M7クラスの地震を想定した防災対策	3
(2) 複合災害対策	9
3 国や県における地震・津波対策や被害想定の見直しに対応した修正	12
(1) 帰宅困難者対策	12
(2) 応急仮設住宅の運営管理	12
4 減災や多重防御の視点に重きを置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防 災対策	13
(1) 災害対策本部等の活動体制の確立	13
(2) 市役所の各組織、施設毎の計画等の作成	13
(3) 隣接市等への避難	13
(4) 自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、連携した減災・防災への取り 組み	14
(5) 防災訓練の充実	14
5 災害時要援護者や女性の視点に立った対策	17
(1) 体制の整備	17
(2) 災害時要援護者や女性に配慮した食糧・生活必需品の備蓄	17
(3) 災害時要援護者に対する巡回訪問及び女性のための相談窓口の設置	17
(4) 災害時要援護者や女性に配慮した避難所の運営	17
(5) 災害時要援護者自身の備え	18

本パブリックコメントの趣旨

流山市では、平成 18 年度に流山市防災対策調査を実施し、平成 19 年度に流山市地域防災計画の全面見直しを行いました。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に際して、様々な教訓が得られたことから、これらの教訓を踏まえ、また、国や県の動向に配慮しながら、地震対策を見直すことは喫緊の課題だと考えています。

そのため、平成 23 年度及び平成 24 年度の 2 か年をかけ、地震被害想定の見直しや複合災害の想定を行ったうえで、流山市地域防災計画を本年 8 月末までに修正するとともに、新たに流山市事業継続計画（BCP）を同 12 月末までに策定し、これらの計画の修正・策定により、職員の防災対応力と市の事業継続力を強化し、市民の生命、財産を守り、安心・安全を実現する防災・減災体制の確立を図ります。

地域防災計画については、「より実効性の高い計画への修正」「流山市直下 M7 クラスの地震を想定した防災対策及び複合災害対策」「国や県における地震・津波対策や被害想定の見直しに対応した修正」「減災や多重防御の視点に重きを置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災対策」及び「災害時要援護者や女性の視点に立った対策」といった趣旨・視点で修正を実施したところであり、今回のパブリックコメントについては、この地域防災計画の修正案について、市民の皆様のご意見を募集するものです。

以下、同修正案のうち、主要な事項について簡潔に説明します。

細部については、「流山市地域防災計画修正案」及び「流山市地域防災計画修正案新旧対照表」をご覧ください。

なお、本資料の項目等に付した（○-○）の数字は、その該当ページです。

1 より実効性の高い計画への修正

M9.0 という過去最大級の東北地方太平洋沖地震により、東北3県を中心とした広域かつ甚大な被害が発生しました。本市においても、800棟を超える建物の一部損壊、多数の帰宅困難者の発生、東北地方からの自主避難者の受入れ、放射性物質の飛散等の被害・影響を受け、市の防災対策に係る多くの教訓が得られました。

また、震災後に、国、県及び各関係機関等において様々な検討がなされるとともに、流山市内の各団体、市民からも多くの提案等を頂きました。

これらの教訓、提案等を活かして、より実効性の高い地域防災計画となるよう、次のような修正を実施しました。

(1) 災害対策本部組織体制の拡充【地震災害対策編 第2章第4節第2款第5】(2-68)

市庁舎や市消防本部庁舎等の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等にも努めます。

また、新しく体育館等の防災拠点の新設する場合は、避難所機能だけでなく、医療・防疫活動が行えるような施設となるよう、設備を備えます。

さらに、市は、物資の供給が困難な場合を想定し、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた通信設備の整備を図ります。

(2) 情報通信設備の整備【地震災害対策編 第2章第4節第1款第2】(2-54)

ア 防災行政無線の整備 (2-55)

屋外子局の更新整備を進め、施設の機能維持に努めつつ、固定系子局について、福祉施設、学校、公民館等の施設、次いで、要介護者、高齢者世帯等から優先的に、戸別受信機の導入に努めます。

イ 消防無線の整備 (2-55)

平成25年4月の運用開始に向けて、県域を1ブロックとした消防救急デジタル無線網の整備に取り組んでいます。

ウ MCA無線、PHS、トランシーバー等の拡充 (2-55)

現場において円滑に応急活動を実施するため、MCA無線、PHS、トランシーバー等の拡充に努めます。

エ インターネットを利用した伝達手段 (2-55)

緊急時に、市民へ正確な情報を入手できるよう、携帯電話やパソコンに電子メールを送る流山市安心メールを導入しました。災害時の避難情報や、ひったくり・空き巣などの犯罪発生情報等を配信し活用しています。その他、ツイッター、エリアメール (NTT docomo) や緊急速報メール (au、SoftBank) を利用して災害情報等を発信しています。

2 流山市直下 M7 クラスの地震を想定した防災対策及び複合災害対策

(1) 流山市直下 M7 クラスの地震を想定した防災対策

ア 想定地震【地震災害対策編 第 1 章第 6 節第 1】(1-32)

平成 20 年 3 月に作成された現行の流山市地域防災計画（以下「現行計画」という。）は、『流山市防災対策調査書』（平成 19 年 3 月）における 2 つの地震（東京湾北部地震及び茨城県南部地震、ともに M7.3）を想定して作成していますが、今回、新たに、流山市直下の活断層による地震を想定地震として加えることとしました。

現在までのところ、本市直下の活断層は確認されていませんが、これをもって、その存在の可能性を否定することは出来ないため、今後の市の地震防災対策の推進に際して前提とする想定地震として、正確な記録が残る過去最大規模の活断層地震とされる平成 7 年(1995 年)兵庫県南部地震及び中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」(2004)で設定された立川断層帯による地震と同規模のものとして、流山市直下の活断層による M7.3 の地震を仮定し、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて被害算定を行いました。

被害算定において、震源域（断層面）を特定場所に設定した場合、算定上の被害は、設定した震源域においては大きく、そこから離れるほど小さくなり、誤解を生じる結果となります。このため、未確認の断層を仮定する以上、その震源域は、市内の何れの場所においてもあり得るとの考えから、**地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定**して、最大級の被害を算定しました。

なお、この手法によって、**各地域（メッシュ）における被害算定に基づき、各地域の危険度を判断することが可能**となる半面、**特に次の点に留意**する必要があります。

- ① 市の全域、即ち、**全メッシュの直下を震源とする地震は現実的には発生することはなく、かつ、そのような想定をしているものではないこと。**
- ② **各メッシュ毎の被害を全て単純に合計**すると、従来のように**震源域を特定場所に設定する手法よりも数値が大きくなる**こと。
- ③ 本算定結果については、市全体の被害よりも、**各地域（メッシュ）毎における被害量の分布に注目し、各地域における地震に対する危険度を判断**することが重要であること。

想定地震の考え方は表1のとおりです。

表1 想定地震の考え方について

Mj: 気象庁マグニチュード

今回調査	市直下・活断層 (仮定)	<i>Mj</i> 7.3	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県南部地震と同規模のものとして、流山市直下の活断層による <i>Mj</i>7.3 の地震を仮定 被害算定において、市内を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎に、その直下に震源があった場合を仮定して最大級の被害を算定
前回調査	東京湾北部・プレート境界	<i>Mj</i> 7.3	<ul style="list-style-type: none"> 南関東直下で起こる切迫度の高いプレート境界の地震を想定
	茨城県南部・プレート境界	<i>Mj</i> 7.3	<ul style="list-style-type: none"> 中央防災会議が南関東直下で起こりうると想定しているいくつかの地震のうち、流山市に与える影響が大きい2つの地震

イ 各メッシュ毎の被害の算定【地震災害対策編 第1章第6節第3】(1-44)

(ア) 震度分布 (1-44)

流山市直下の活断層による M7.3 の地震を仮定して、地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける最大震度を図1に示します。

地盤の強固な地域においても震度6強、地盤の軟弱な地域においては震度7と算定され、特に、これらの地域における対策が重要となることが分かります。

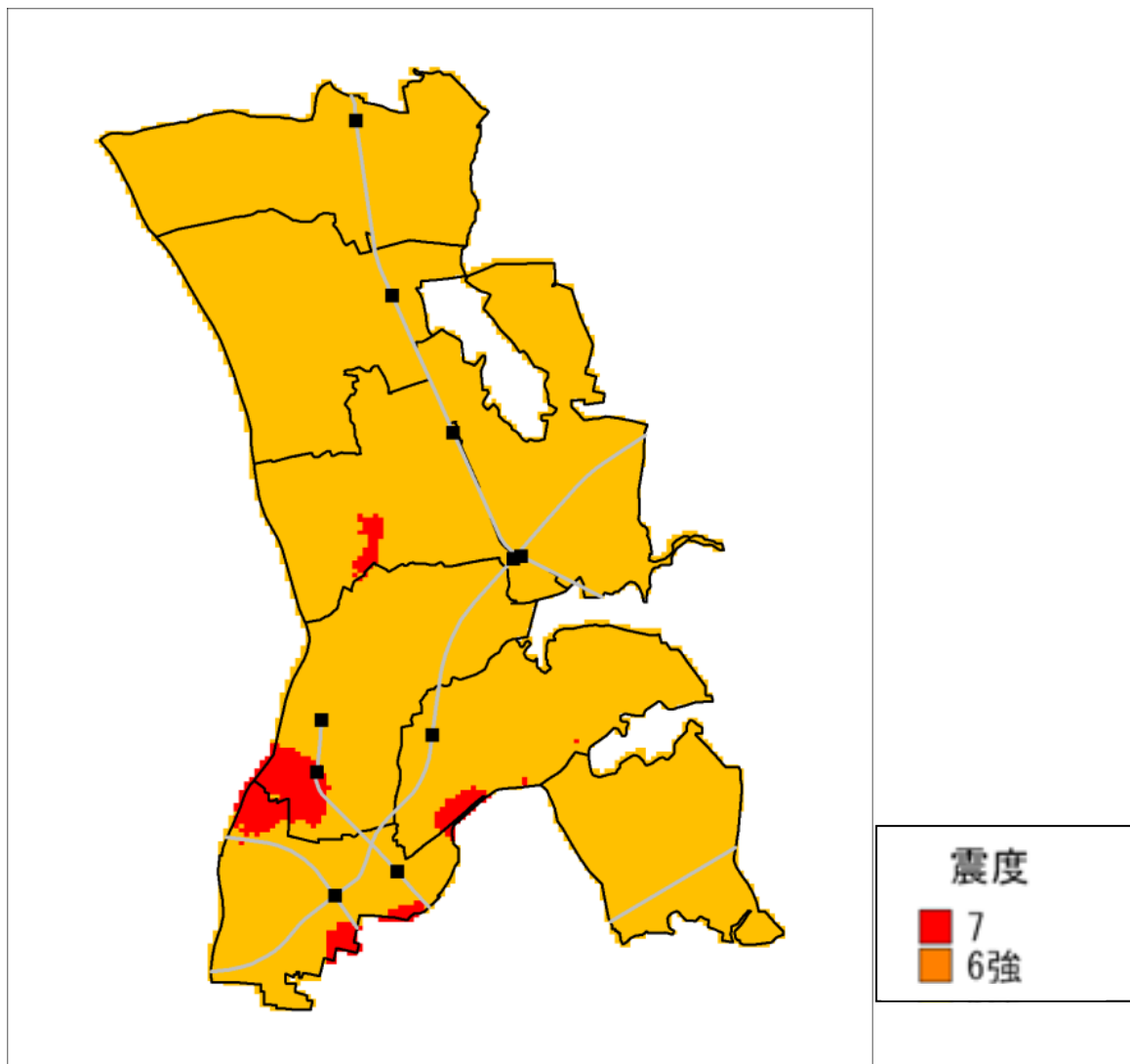


図1 震度分布図 (地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける最大震度)

(イ) 液状化危険度分布 (1-45)

流山市直下の活断層による M7.3 の地震を仮定して、地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける液状化の危険度を図 2 に示します。

流山市西部の江戸川沿いや南西部の低地及び小河川沿いなどの地域で液状化の危険度が高くなると算定され、特に、これらの地域における**液状化対策が重要**となることが分かります。

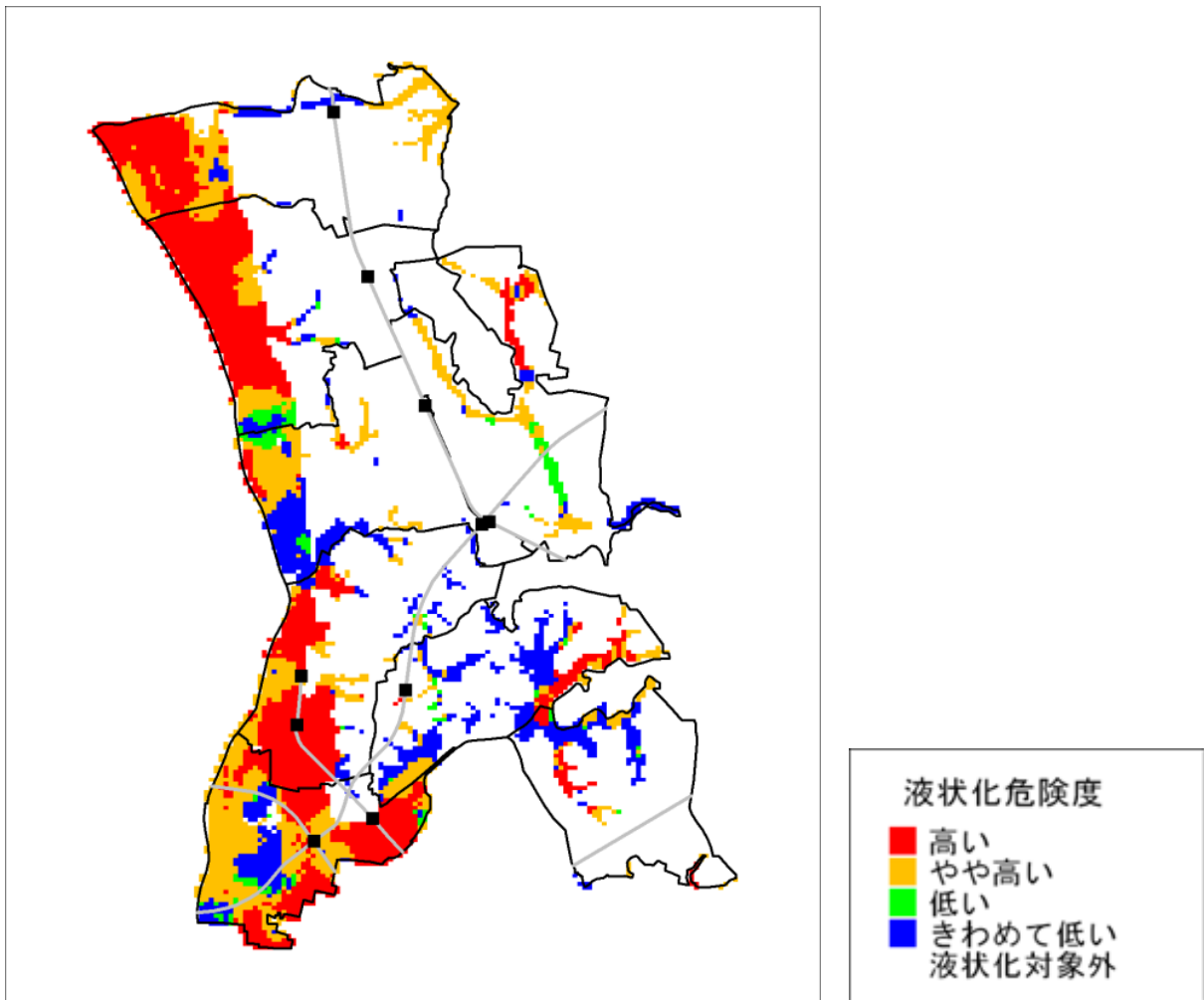


図 2 液状化危険度分布図 (地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける液状化の危険度)

(ウ) 建物被害：全壊棟数分布 (1-46)

流山市直下の活断層による M7.3 の地震を仮定して、地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける全壊棟数を図 3 に示します。

流山市全域で被害が発生すると予測されますが、特に**南西部**で被害が大きくなると算定され、これらの地域における**耐震補強等の対策が重要**となることが分かります。

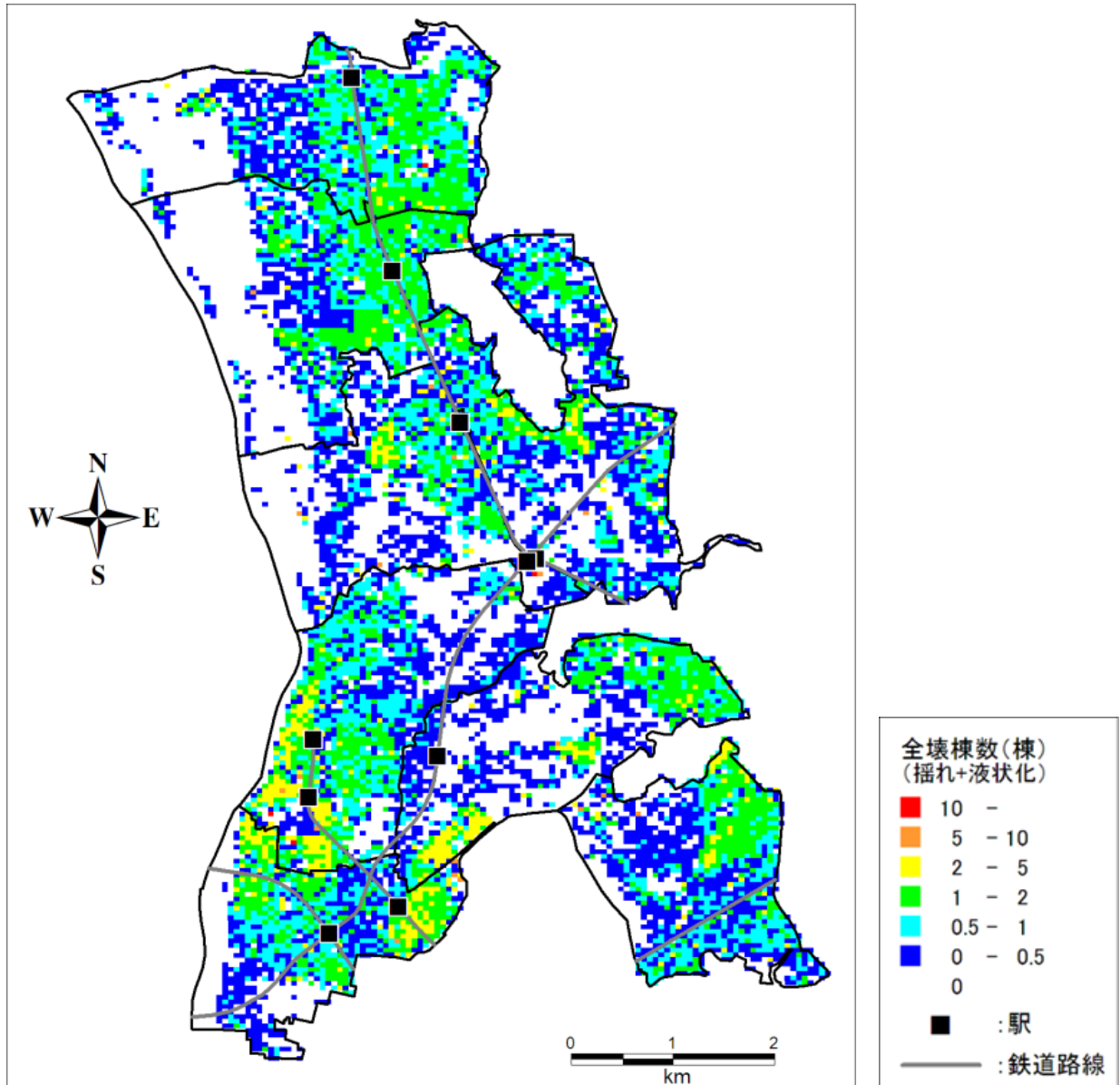


図 3 全壊棟数分布図 (地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける全壊棟数)

(エ) 火災被害：焼失棟数分布 (1-46)

流山市直下の活断層による M7.3 の地震を仮定して、地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける冬 18 時の火災延焼による焼失棟数を図 4 に示します。

南西部で被害が大きくなると算定され、これらの地域における**建物の不燃化等の対策が重要**となることが分かります。

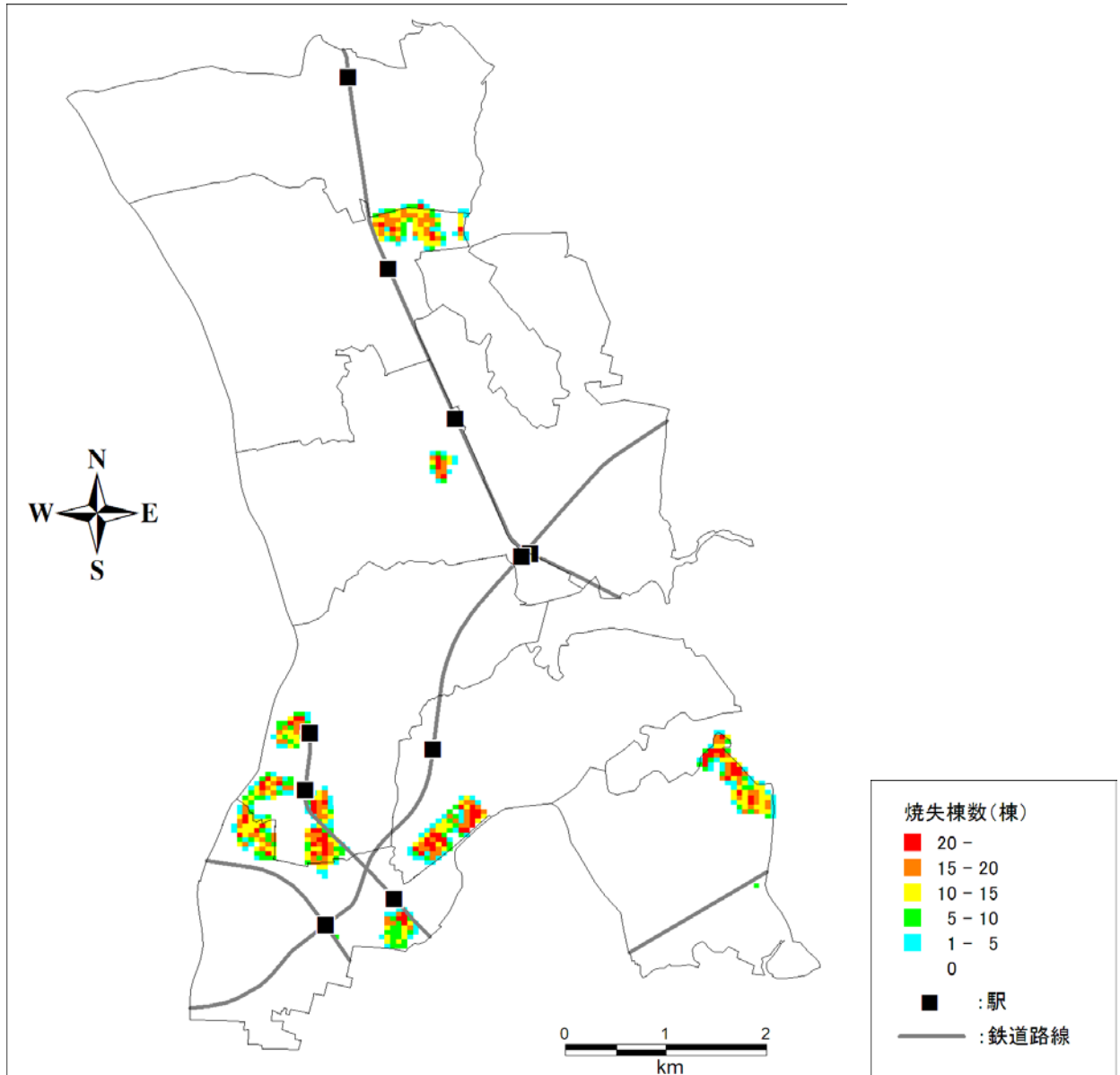


図 4 焼失棟数分布図 (冬 18 時) (地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける焼失棟数)

ウ 流山市直下においてM7クラスの地震が発生した場合における対処の方針

【地震災害対策編 第1章第2節第1】(1-3)

流山市直下においてM7クラスの地震が発生した場合、市の多くの地域において震度6強、一部地域では震度7となり、甚大な被害の発生が予想される一方、他地域における被害は比較的少ないことが予想されます。このため、初動において、市の全力をもって、人命救助、消火、避難等に当たるとともに、発災直後から国及び県並びに他の市等に対して、全面的な支援を要請します。

(参考) 現行計画において想定している東京湾北部地震等においては、流山市から一定程度離れた地域を震源とする地震の場合、震源地付近での甚大な被害が予想されます。このため、市としては、努めて市の有する能力をもって対処し、足らざる能力について、国及び県等の支援を受けることを基本とします。

エ 避難者数が避難所の収容能力を超過した場合における避難

【地震災害対策編 第3章第5節第1】(3-76)

流山市直下においてM7クラスの地震が発生する等によって、避難者数が避難所の収容能力を超過する場合は、民間施設を含む施設を新たな避難所として確保、広域避難場所等に天幕等による臨時の避難所を開設しつつ、隣接又は努めて近傍の自治体に避難所を確保します。

このため、収容能力を超過する可能性がある場合は、発災直後から、国及び県等に対して、天幕等、臨時避難所の開設・運営に必要な資器材の支援、並びに、隣接又は努めて近傍で、かつ、避難所に余裕のある可能性の高い自治体に対して避難者の受け入れを要請します。

(2) 複合災害対策

ア 複合災害編の作成

同種あるいは異種の自然災害が同時に又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念されます。このため、新たに複合災害編の計画を作成します。

複合災害については、様々な災害の組み合わせが考えられますが、本市の地理的特性から、風水害及び地震による複合災害を想定した計画を作成しました。

イ 被害想定【複合災害対策編 第1章第2節第1】(複-2)

前期した風水害と地震との複合災害について、最悪の状況を想定し、次のシナリオにおける複合災害を前提としています。

第1段階 : 豪雨により、江戸川の水位が上昇

第2段階 : 流山市直下の地震M7.3が発生

第3段階 : 地震により江戸川の堤防が決壊し、洪水の発生

江戸川の水位上昇時に地震が発生、多数の住民が避難する前に、堤防が複数地点で決壊し、濁流によって死傷者が発生するとともに、浸水及び崖崩れ等によって多数の住民が孤立化する。

本シナリオのイメージは表3のとおりです。

表3 前提とする複合災害のイメージ

自然現象等	豪雨により江戸川の水位が上昇	→	流山市直下の地震 M7.3が発生	→	洪水の発生	→	降雨が続く
想定される被害			江戸川の堤防の決壊 火災の発生 急傾斜地の崩壊 ブロック塀の崩壊 住宅の倒壊 等		浸水 (火災は消火)		
市の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動 ・避難準備情報を発表 ・避難勧告の発令を検討中 				降雨の中での応急対策活動		
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等一部住民は自主避難を開始 ・該当地区の多くの住民は避難を準備中 		地震による人的被害の発生		多くの住民が浸水区域に取り残される		

ウ 複合災害における対策の特性

(ア) 災害対策本部を設置する基準【複合災害対策編 第3章第1節】(複-7)

地震災害単独においては、市内で震度5強以上を記録した時に災害対策本部を設置しますが、本計画で想定しているように、江戸川の水位が上昇し、避難準備情報を発表するような状態においては、市内で震度4以上を記録した時に災害対策本部を設置します。

(イ) 消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画

【複合災害対策編 第3章第3節】(複-18)

浸水予想地域の住民が避難する前に、堤防が複数地点で一気に決壊した場合、避難所等に避難する前に濁流に流され、また、避難が不可能となる住民が多数発生することが予想されます。このため、出来るだけ早く市自ら上記被災者を救助するための部隊を編成し、救助に当たるとともに、消防、警察、自衛隊等の応援を得て、救助・救急に全力を投入します。

(ウ) 交通規制計画【複合災害対策編 第3章第4節】(複-18)

豪雨により江戸川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び流山警察署等は速やかに交通規制を実施します。

(エ) 空中輸送・道路の修復【複合災害対策編 第3章第5節】(複-18)

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、市内の至る所で、崖崩れ、出水等が発生して、道路が寸断されることが予想されます。

このため、出来るだけ早くから消防、警察及び自衛隊等のヘリコプターの応援を得て、物資の空中輸送を実施しつつ、建設業者等による道路等の応急補修に努めます。

(オ) 避難所の再配置【複合災害対策編 第3章第6節】(複-19)

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まること
が予想されます。このため、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が
生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させ
る処置を講じつつ、避難所の再配置を行います。

3 国や県における地震・津波対策や被害想定の見直しに対応した修正

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」による提言や平成23年12月27日に行われた国の防災基本計画の修正に即して必要な修正を実施しました。

また、千葉県においても、現在、地域防災計画を見直しているところであり、今後、必要に応じて本計画を修正します。

(1) 帰宅困難者対策【地震災害対策編 第2章第5節第4】(2-77)

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、その対策が国の防災基本計画にも新たに盛り込まれたところです。本市においても、市内で発生する帰宅困難者対策については市の責任として認識し、関係機関等と協力して以下の課題に取り組みます。

- ア 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底や企業・学校等への要請による帰宅困難者の発生抑制
- イ 避難場所の確保、避難誘導體制、施設等に避難した避難者・帰宅困難者等への対応等の支援対策
- ウ 交通情報や駅周辺及び避難所等の混雑情報等の収集、正確な情報提供に必要な体制
- エ 災害用トイレ等の備蓄、地域の避難所に指定されていない公的施設等の活用、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等との協定締結、沿道自治会や事業者等による徒歩帰宅者への支援活動の促進等の飲料水やトイレ等の提供体制
- オ 交通情報の伝達、バスによる代替輸送等、県、関係機関と連携による帰宅困難者の搬送体制

(2) 応急仮設住宅の管理運営【地震災害対策編 第3章第12節第1】(3-170)

応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。

4 減災や多重防御の視点に重きを置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災対策

最大クラスの地震に対しては、ハード整備に依存した防災対策には限界があることが東日本大震災の教訓となりました。このため、本計画で想定するような大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、災害対策本部等の活動体制の確立、市役所の各組織、施設等毎の計画等の作成、自助・共助・公助の連携、防災訓練の充実等によってハード対策とソフト対策を組み合わせた防災対策を推進します。

(1) 災害対策本部等の活動体制の確立

ア 災害対策本部設置等の決定【地震災害対策編 第3章第1節第1】(3-2, 3, 8)
突発的に発生する地震の特性に応じて、市内で震度4を記録した時は注意配備を、同震度5弱を記録した時は警戒配備を、同震度5強以上を記録した時は災害対策本部の設置を、それぞれ自動的に決定するものとし、速やかな活動体制の確立を図ります。

イ 職員の参集【地震災害対策編 第3章第1節】(3-2, 4, 17)

職員は、体感又は報道等によって、震度4以上の地震を知覚した場合は、事前におけるそれぞれの参集基準に応じて速やかに参集することとし、速やかな動員を図ります。

ウ 災害対策本部室の準備【地震災害対策編 第3章第1節第3】(3-18)

流山市役所庁議室に、平素から、災害対策本部設置に必要な状況図等、必要な資機材を準備し、速やかな災害対策本部設置を図ります。

エ 情報の集約一元化【地震災害対策編 第3章第1節】(3-2, 4, 19)

災害対策本部各班（災害対策本部設置前は各課等）が収集する被災状況等に関する情報を災害対策本部事務局（同防災危機管理課）に集約し、一元的に分析し、所要の内容を、関係機関及び市民に周知するに努めます。

(2) 市役所の各組織、施設毎の計画等の作成

【地震災害対策編 第1章第2節第3】(1-5)

「流山市職員防災行動マニュアル」を修正し、特に初動時を重視して、各職員等の行動の基準を明確にし、全職員に徹底します。

また、各学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等毎の災害対応を具体化した計画を作成するとともに、特に初動時を重視して、各職員等の行動等を定めた「災害時職員（初動）行動マニュアル」を作成し、全職員に徹底します。

(3) 隣接市の避難所への避難【地震災害対策編 第3章第5節第1】(3-76)

避難経路の途絶等の理由によって、市が指定、開設した避難場所及び避難所に避難することが危険又は困難な場合においては、予め協定を締結し、或いは、臨機に要請した隣接市の避難場所又は避難所に避難するものとしています。

(4) 自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、連携した減災・防災への取り組み

災害による被害を最小限に止めるためには、市を中心とする防災関係機関の職員における迅速かつ的確な防災活動を行うための知識習得や意識醸成とともに、市民一人ひとりにおいても、日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要です。すなわち、「自助（自らの命は自ら守る）」、「共助（自分たちの地域は地域の人々で守る）」を基本理念とし、市民、事業所、行政等との相互連携や相互支援を強め、地域防災力の向上を図ることが重要です。

【地震災害対策編 第2章第1節】(2-1)

住民の自主的な防災活動として住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要です。このため、市は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていくとともに、自主防災組織の活性化を図ります。

また、自主防災組織及び消防団等地域の組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。

【地震災害対策編 第2章第1節第3】(2-6)

市は、食糧、水、生活必需品、燃料等の現物備蓄、流通備蓄、他市町村との協力を組み合わせた効率的かつ適切な備蓄・調達を行います。しかしながら、公共備蓄の物資が被災者に迅速に供給できない場合を想定し、各家庭においても、3日分の水や食糧、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備して頂くことが必要です。

【地震災害対策編 第2章第4節第2款第2】(2-64, 66)

(5) 防災訓練の充実【地震災害対策編 第2章第1節第6】(2-12)

ア 防災図上演習¹

市として、各防災関係機関との連携を重視した図上演習を実施して、市職員

¹ 防災図上演習

各機関、部署等毎に地図を準備し、その上に、それぞれの活動の結果得られた被災状況及び防災機関の活動状況等を表示し、参加者に状況判断をさせつつ、努めて実行動に準じた手段をもって関係者との調整、実行部隊に対する命令・指示、上級組織に対する報告等を実施させる訓練を言います。

演習参加者の他、状況を付与したり、審判を実施する統裁組織、電話、地図台、状況表示板等の資器材が必要であり、準備にも人手と時間を要しますが、実動訓練では実施不可能な実際の状況を想定した訓練を実施して、職員、特に、組織のトップから各部署の責任者に至る職員の判断能力や調整能力を向上する効果が大きいです。

の災害対処能力、特に、判断能力及び調整能力を向上させるとともに、関係防災機関との連携を強化します。

イ 総合防災訓練

市の全域にわたる大規模な災害、複合災害等を想定し、1～複数の訓練場において、関係防災機関及び団体の他、努めて多くの一般市民の参加を得て、情報収集、避難誘導、救助、救護、搬送、救急、避難所開設・運営、消火、火炎防ぎょ、水防等を総合的に訓練し、各参加機関の災害対処能力と相互の連携要領を向上させます。

ウ 市役所の各組織、施設等毎の訓練

各学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、年に1回以上を基準として、本計画及び各組織、施設等毎に作成する計画及びマニュアルに基づき、各々の任務、役割等に応ずる訓練を、DIG²、HUG³又は実動で実施します。この際、学校、出張所、公民館等は、各地域の防災関係機関、自主防災組織、NPO、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等と連携して実施する等に留意します。

エ 自主防災組織、NPO、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等の訓練

² DIG

参加者全員が、地図等を囲み、その上に、被災状況や防災関係機関の活動状況を書き込み、全員で対応策等を議論しながら進めていく訓練です。準備と実施が容易であり、例えば、帰宅困難者支援施設の職員等が支援要領を、自主防災組織が地域における救助活動をイメージトレーニングする等、特定の組織、部署が少人数で実施するのに適しています。

DIGとは、災害=Disaster、想像力=Imagination、ゲーム=Gameの頭文字を取って名付けられたものであり、また、「探求する」「理解する」という意味もある英語の動詞「dig」に掛けられ、「災害を理解する」「まちを探求する」「防災意識を掘り起こす」という意味を込めています。

³ HUG

避難所運営に携わる関係者が、避難所である体育館や教室に見立てた平面図を囲んで議論しながら、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを配置し、その結果生じる様々な出来事への対応を考えながら、避難所の運営について検討或いは訓練するものです。

HUGとは、避難所(hinanzyo)、運営(unei)、ゲーム(game)の頭文字を取ったものであり、抱きしめるという意味の英語「hug」に掛けて、避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね合わせて名付けられました。

自主防災組織、NPO、その他の団体、事業所及び住民等の訓練等に対して、年1回以上を基準として、避難誘導、救助、救護、搬送、消火等に関する訓練の実施を働きかけるとともに、次の事項を重視してその実施を支援します。

- (ア) 事業所や自主防災組織の防災訓練に関する資料を収集、作成及び配布するとともに、研修等の機会を設定します。
- (イ) DIG及びHUGの講習会等を実施して、これを普及します。
- (ウ) 自主防災組織の役員等に対して、防災士⁴の資格取得を奨励しつつ、それに必要な講習会等を実施します。
- (エ) 自主防災組織が必要とする防災資器材を購入するに際して補助金を支給します。
- (オ) 必要に応じて、事業所や自主防災組織が実施するに必要とする関係機関との調整を代行するとともに、関係職員等を派遣します。
- (カ) ボランティアの防災訓練
市社会福祉協議会の協力を得て、事前に登録したボランティアに対して訓練し、活動に必要な知識や技術を習得させます。

⁴ 防災士

地域防災におけるリーダー等として、共助の中核として、かつ、防災関係機関との連携を担うに必要な意識と知識・技能を有する人として、日本防災士機構が認定した者を言います。

5 災害時要援護者や女性の視点に立った対策

(1) 体制の整備

災害時における災害時要援護者の安否確認や避難誘導は、隣近所、自治会、民生委員・児童委員などによる地域の支援が重要となるため、平常時からこれらの連携を強めて見守り活動を行う等、地域全体で助け合える体制を整備します。

【地震災害対策編 第2章第7節第2】(2-85)

また、自主防災組織、避難所運営組織等への女性参画の促進に努めます。

【地震災害対策編 第2章第1節第3】(2-6)

(2) 災害時要援護者や女性に配慮した食糧・生活必需品の備蓄

【地震災害対策編 第2章第4節第2款第2】(2-64)

表4のような災害時要援護者や女性に配慮した品目を整備します。

また、プライバシーに配慮するため、間仕切り等の品目を整備します。

表4 災害時要援護者や女性に配慮した備蓄品

対 象	品 目
災害時要援護者	小児用オムツ、大人用オムツ、粉ミルク、離乳食、おかゆ、アレルギー除去食、車椅子用トイレ、段ボールベッド等
女性	授乳室用間仕切り、更衣用テント、生理用品、化粧品（化粧水、クレンジング等）等

(3) 災害時要援護者に対する巡回訪問及び女性のための相談窓口の設置

【地震災害対策編 第3章第2節第4】(3-53)

救援庶務班の災害時要援護者担当を中心に、民生委員、ホームヘルパー、保健師等の巡回訪問を通じて、災害時要援護者に対する各種サービス供給の早期確保を図ります。

また、災害時、女性が抱える多様な悩みに対応するため、市役所に、医療職等の専門家や女性相談員等による悩み相談の実施、被害者の緊急一時保護等、必要な支援・助言を行います。

(4) 災害時要援護者や女性に配慮した避難所の運営

災害時要援護者や女性への配慮等に十分留意した避難所運営マニュアルを作成します。

【地震災害対策編 第2章第5節第3】(2-76)

このため、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を、福祉避難所として使用することについて社会福祉法人との間で締結した協定に基づき、福祉避難所を開設

します。福祉避難所が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の宿泊施設等の借り上げや、応急的措置として、和室等を備えた公民館、小部屋が利用できる教室や保健室を含め、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を「福祉避難室」として対応します。

【地震災害対策編 第2章第7節第2】(2-87)

また、男女別の更衣室・トイレ・浴室、授乳室、女性専用の物干し場の設置、女性による生理用品、女性用下着の配布等、女性や子育てのニーズに配慮した避難所の運営に努めます。

【地震災害対策編 第3章第5節第8】(3-90)

(5) 災害時要援護者自身の備え【地震災害対策編 第2章第7節第2】(2-85)

以上のとおり、市としましても、災害時要援護者に配慮した防災対策を進めて参りますが、災害発生時には、民生委員・児童委員や自主防災組織等の支援者自らが被災し、又は、通信・交通状況により、発災後すぐには安否確認や救助等の支援ができない場合もあると考えます。

このため、先ずは、災害時要援護者自身が、平常時から、隣近所に顔を知ってもらい、助け合える関係づくりに努めるとともに、水や食料等の備蓄対策、家具の転倒防止対策、非常時の連絡先の確認等、できる範囲で行って頂くことが大切です。